

令和4年度 第1回 佐久市無居住家屋等対策協議会 次第

日時： 令和4年8月5日（金）
10時00分～

会場： 佐久市役所 南棟3階 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 自己紹介

4 議題

(1) 第二次佐久市無居住家屋等対策計画の策定について

(2) 現地調査票（案）および所有者アンケート（案）について

(3) 特定空家等および特定空家等候補の対応状況について

5 その他

6 閉会

第二次佐久市無居住家屋等対策計画の策定について

1 概要

市では平成30年3月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等対策を効果的に実施するために佐久市無居住家屋等対策計画を策定しました。

上記計画期間が令和4年度までであり、事業進捗に合わせた無居住家屋等の利活用や適正管理、除却を含めた対策を総合的かつ計画的に見直すために、市内全域の無居住家屋等の可能性があると思われる建物への再調査及び所有者へのアンケート調査を行い、第二次佐久市無居住家屋等対策計画を策定します。

2 計画期間

令和5年度～令和14年度

3 策定スケジュール

時期	内容	詳細
8月	第1回佐久市無居住家屋等対策協議会	・計画策定の概要説明 ・現地調査票(案)、所有者アンケート(案)等の協議
8月～10月	現地調査	・現地調査委託業者 株式会社ゼンリンが主体となり調査
10月下旬 ～11月下旬	所有者アンケート発送・回収	
12月上旬	調査結果まとめ	
12月中下旬	第2回佐久市無居住家屋等対策協議会	・計画書案の協議
1月～2月上旬	市企画調整委員会等 パブリックコメント	・計画書案を市役所内で協議 ・計画書案を一般市民に公開し、意見を募る。
2月下旬	第3回佐久市無居住家屋等対策協議会	・上記協議等の結果反映された計画書案の最終確認
3月上旬	計画策定	

新

佐久市 無居住家屋等現況調査票

※赤字部分

平成28年度調査票からの変更点

調査員氏名

Header table with columns: 地図番号, 調査番号, 調査日付

該当する項目に○を付ける。

1 基本項目

Table for basic items including investigation object, status, and building type.

2 空家等判定

Table for vacant house determination with 10 items and a summary row.

3 空家等調査

Large table for vacant house investigation covering 21 items like road width, drainage, and structural damage.

【撮影画像 メモ】

<備考欄>

旧

※黄色着色部分

標準的な調査票項目に、佐久市独自に追加した項目

佐久市 無居住家屋等現況調査票

取扱注意

調査員氏名

Header table with columns: 地図番号, 調査番号, 調査日付

該当する項目に○を付ける。

Large table for vacant house investigation with 31 items, including additional items like drainage type and structural damage.

【撮影画像 メモ】

<備考欄>

新

不良度判定基準

※赤字部分 平成28年度判定基準からの変更点

評点項目	評点内容	評点
①門の状況	1.なし	0
	2.損傷あり	20
	3.倒壊している	30
	4.正常	0
	5.確認不可	0
②塀の状況	1.なし	0
	2.損傷あり	20
	3.倒壊している	30
	4.正常	0
	5.確認不可	0
③擁壁の状況	1.なし	0
	2.損傷あり(影響度低)	20
	3.損傷あり(影響度高)	70
	4.倒壊している	100
	5.正常	0
	6.確認不可	0
①屋根材の状況	1.なし	0
	2.損傷あり	20
	3.倒壊している	100
	4.確認不可	0
②外壁材の状況	1.なし	0
	2.一部損傷あり	20
	3.腐敗や剥離あり	50
	4.確認不可	0
③建物の傾き	1.なし	0
	2.一部傾きあり	100
	3.全体に傾きあり	100
	4.確認不可	0
④雨樋の状況	1.なし	0
	2.破損あり	10
	3.大部分が破損	20
	4.正常	0
	5.確認不可	0
⑤窓ガラスの状況	1.なし	0
	2.破損あり	10
	3.大部分が破損	50
	4.正常	0
	5.確認不可	0

評点項目	評点内容	評点
1.雨戸	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
2.カーポート	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
3.ベランダの状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
4.屋外階段の状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
5.看板の状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
6.物置の状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
7.アンテナの状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0

評点項目	評点内容	評点
8.灯油タンクの状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
9.エアコン室外機の状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
10.その他危険な構造物1	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
11.その他危険な構造物2	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
12.ゴミ投棄や堆積の状況	1.なし	0
	2.一部堆積あり	5
	3.大量に堆積あり	10
13.雑草	1.問題なし	0
	2.やや繁茂	0
	3.繁茂	10
	4.確認不可	0
14.立木	1.問題なし	0
	2.隣接地への越境	10
	3.倒木の危険性有	50

旧

不良度判定基準

評点項目	評点内容	評点
①門の状況	1.なし	0
	2.損傷あり	20
	3.倒壊している	30
	4.正常	0
	5.確認不可	0
②塀の状況	1.なし	0
	2.損傷あり	20
	3.倒壊している	30
	4.正常	0
	5.確認不可	0
③擁壁の状況	1.なし	0
	2.損傷あり	70
	3.倒壊している	100
	4.正常	0
	5.確認不可	0
①屋根材の状況	1.なし	0
	2.損傷あり	20
	3.倒壊している	100
	4.確認不可	0
②外壁材の状況	1.なし	0
	2.一部損傷あり	20
	3.腐敗や剥離あり	50
	4.確認不可	0
③建物の傾き	1.なし	0
	2.一部傾きあり	100
	3.全体に傾きあり	100
	4.確認不可	0
④雨樋の状況	1.なし	0
	2.破損あり	10
	3.大部分が破損	20
	4.正常	0
	5.確認不可	0
⑤窓ガラスの状況	1.なし	0
	2.破損あり	10
	3.大部分が破損	50
	4.正常	0
	5.確認不可	0

評点項目	評点内容	評点
1.雨戸	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
2.カーポート	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
3.ベランダの状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
4.屋外階段の状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
5.看板の状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
6.物置の状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
7.アンテナの状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0

評点項目	評点内容	評点
8.灯油タンクの状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
9.エアコン室外機の状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
10.その他危険な構造物1	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
11.その他危険な構造物2	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
ゴミ投棄や堆積の状況	1.なし	0
	2.一部堆積あり	5
	3.大量に堆積あり	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
雑草・立木	1.なし	0
	2.やや繁茂	5
	3.繁茂	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0

ランク	点数	最小値	判定内容
D	100点以上	100	倒壊の可能性があるなど、現況のままの利用は不可能
C	50~99点	50	倒壊の可能性は少ないが、現況のままの利用は困難
B	1~49点	1	管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能
A	0点	0	管理に特段の問題がなく、現況のまま利用可能

ランク	点数	最小値	判定内容
D	100点以上	100	主体構造部に著しい損傷があるか、複数箇所に著しい損傷がみられ、大規模な修繕や除却等が必要
C	50~99点	50	主体構造部以外に著しい損傷があるか、複数箇所に著しい損傷がみられ、小規模な修繕や除却等が必要
B	1~49点	1	一部に損傷がみられ、小規模な修繕や除却等が必要
A	0点	0	損傷もなく、管理に特段の問題がない

無居住家屋等現況調査票 平成28年度からの変更点

No.	変更点	内容
	大項目を【1.基本項目 2. 空家等判定 3. 空家等調査】に分けた。	・前回調査時に空き家と判定されたものの中で、再調査等の結果、居住実態が確認できたもの等があったため、初めに空家等の判定をしてから調査に進むために追加。
項目1 No.4	「店舗併用住宅」、「集合住宅等」を選択肢として独立させた。	・市で運営する空き家バンクでは店舗併用住宅は登録不可であること、店舗併用住宅は商工振興課で行う「空き店舗対策事業補助金」に登録可能であるため、選択肢として独立。 ・1室でも入居のある集合住宅は空家等と判定しないため、選択として独立。
項目2 No.2	「同一敷地内の居住実態がある別棟の有無」の項目を追加した。	・同一敷地内に居住実態がある別棟があり、調査対象物件の管理実態が確認できれば、空き家等と判定しない。 ・調査対象物件の管理が認められない場合は、調査を続ける。
項目3 No.1	「道路の幅員(公道接続)」の選択肢を4mを基準とした。	・将来的に特定空家等になる蓋然性が高い無接道敷地に建つ空家等を把握するため。
項目3 No.10	「雑草・立木の状況」⇒「雑草の状況」「立木の状況」の調査項目に分けた。	立木は隣地への越境や倒木の危険性など、周辺へ影響を与える可能性が高いため、調査票項目に分けた。
項目3 No.21	「第三者へ危害を与える可能性」⇒「第三者への影響」と変更した。	「危害を与える」という文言だと、「今すぐ倒壊しそうな家屋」をイメージし、Dランクが該当する印象を抱くがB、Cランクにも該当がある。草木の越境等でも該当となっており、誤解を招く表現であるため。

不良度判定基準 平成28年度からの変更点

No.	変更点	内容
③	「擁壁の状況」の「損傷あり」の選択肢に、影響度の高低を追加した。	・擁壁の配点が高く、多少のひび割れだけでも、Cランクと判定されていたため。 ・擁壁の倒壊により家屋が傾くなど影響度が高い場合、そうでない場合と分けて評点する。
14	「雑草・立木」⇒「雑草」「立木」の項目を独立させた。	立木は隣地への越境や倒木の危険性など、周辺へ影響を与える可能性が高いため、調査票項目に分けた。
判定内容	判定内容の文言を添付のとおり変更。	・従来の文言が分かりにくかったため、修正した。

佐久市 建物ご利用実態調査アンケート

【調査票の記入について】

- (1) 売却や譲渡などにより、実際の所有者ではない方にも送付されている場合がございます。これらの場合につきましては、大変恐縮ではございますが、問1 (1) のみご記入の上、返信用封筒にてご返信をお願いいたします。
- (2) 解答欄に番号をご記入ください。なお、()内は必要事項を記入願います。
- (3) ご記入いただきました個人情報につきましては適切に管理し、回答されました内容につきましては目的外に使用することはありません。

問1 このアンケートにお答えいただく方について、お伺いします

あなた または関係者が所有、管理していると思われる下記の建物についてお尋ねします。

住所地：長野県佐久市 差し込み印刷されます

(1) 上記の建物について、最もよく当てはまる番号を解答欄に記入してください。

1. 自分または親族のものである
2. 親族以外のものである
3. 不明または心当たりがない

————— ※ 3を回答された方はこの設問で終了です。
以降の設問にはお答えいただかなくて結構です。

解答欄

問1 (1) で、2を選択された方へ。

対象建物の所有者について、以下、可能な範囲でお答えください。

【回答者（あなた）が所有者ご本人の場合】

住所	〒
連絡先	(TEL)

【回答者（あなた）が所有者ご本人ではない場合】

住所	〒
氏名	
連絡先	(TEL)
続柄	

【所有者のご年齢】

1. 29歳以下
2. 30歳～44歳
3. 45歳～59歳
4. 60歳～74歳
5. 75歳以上

解答欄

(2) 現在、建物はどのような状態になっていますか。

(当てはまる番号を解答欄に記入してください。)

1. 自分または親族等が住んでいる
2. 貸している
3. 売却・譲渡済である
4. 解体済である

5. 使用していない(空き家となっている)
6. 1年に1、2回程度利用している
7. 1ヶ月に1、2回程度利用している
8. 物置として利用している

※1～4を回答された方はこの設問で終了です。以降の設問にはお答えいただかなくて結構です。

※5～8を回答された方は問2(1)に進んでください。

解答欄

問2 建物の現状について

(1) 建築時期はいつ頃ですか。(当てはまる番号を解答欄に記入してください。)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 昭和45年以前 | 2. 昭和46年～昭和55年 |
| 3. 昭和56年～昭和63年 | 4. 平成元年～平成10年 |
| 5. 平成11年～平成20年 | 6. 平成21年以降 |
| 7. 分からない | |

解答欄

(2) あまり使用しなくなってどのくらい経過しますか。(当てはまる番号を解答欄に記入してください。)

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上3年未満 | 3. 3年以上5年未満 |
| 4. 5年以上10年未満 | 5. 10年以上 | 6. 分からない |

解答欄

(3) あまり使用していない理由は何ですか。(当てはまる番号を解答欄に記入してください。)

1. 住んでいた人が死亡したため
2. 住んでいた人が施設入所、長期入院したため
3. 相続等により取得したが住む人がいないため
4. 相続人が決まらないため(相続人確定の手続き中であるため)
5. 他所へ転居したため
6. 転勤等で長期不在のため
7. 取得したが入居していないため
8. 借り主が転居したため
9. その他 ()

解答欄

問3 建物の管理について

(1) 現在の状況はどのようになっていますか。(当てはまる番号を解答欄に記入してください。)

- 1. 補修なしですぐに入居できる
- 2. 軽度の補修を行えば入居できる
- 3. 相当程度の補修をしなければ入居できない
- 4. 取り壊しするしかない
- 5. その他 ()

解答欄

(2) 管理についてどのようなことを行っていますか。(複数選択可)

- 1. 家の中の掃除
- 2. 庭の手入れ、草刈、剪定
- 3. 空気の入替え
- 4. 破損箇所の簡単な修繕
- 5. 仏壇等の管理
- 6. 何も行っていない
- 7. その他 ()

(5) の設問にお進みください。

解答欄

(3) 管理はどなたが行っていますか。(当てはまる番号を解答欄に記入してください。)

- 1. 自分もしくは家族
- 2. 親族
- 3. 近所の方
- 4. 知人
- 5. 管理会社、不動産業者
- 6. 誰も管理していない
- 7. その他 ()

解答欄

(4) 管理はどのくらいの割合で行っていますか。(当てはまる番号を解答欄に記入してください。)

- 1. 1～2週間に1回程度
- 2. 月に1回程度
- 3. 2～3か月に1回程度
- 4. 半年に1回程度
- 5. 1年に1回程度
- 6. ほとんどしていない
- 7. 1度もしたことがない

解答欄

(5) 管理をする(行おうとする)上で困っていること、または管理できない理由は何ですか。(複数選択可)

- 1. 管理の手間が大変
- 2. 現住所から建物までの距離が遠い
- 3. 身体的、年齢的な問題
- 4. 管理の委託料が高い(管理に費用がかかる)
- 5. 管理を頼める業者が見つからない
- 6. 空き家に付帯する田畑・山林等の管理が大変
- 7. 困っていない
- 8. その他 ()

解答欄

問4 今後の活用について

(1) 今後、建物をどのようにされますか。(当てはまる番号を解答欄に記入してください。)

1. 売りたい、売ってもよい
2. 貸したい、貸してもよい
3. 土地を含めて無償譲渡してもよい
4. 今後も自分または家族が管理する
5. 将来自分または家族が住む
6. 別荘、物置などとして使用する
7. 子や孫などに活用を任せる
8. 解体したい
9. 予定なし
10. その他

右の設問にもご回答ください

解体後の土地をどのように活用されますか。(一つ選択)

1. 更地のまま自分が利用
2. 売りたい
3. 貸したい
4. 菜園など
5. 未定・予定なし

解答欄

()

解答欄

(2) 今後の活用について困っていることはありますか。(複数選択可)

1. 今後利用予定がないので、どうしたらよいか分からない
2. 先祖代々の家であり、自分だけでは判断できない
3. 愛着があり他人には貸借、売却できない
4. 荷物や仏壇が置いたままであり、どのようにしたらよいか分からない
5. 敷地内に先祖の墓があり、賃貸、売却が困難である
6. 田畑、山林があり、賃貸、売却が困難である
7. 権利者関係でもめている(相続問題)
8. 自分以外の相続人が誰か分からない。
9. 売りたい・貸したいが、相手が見つからない
10. 貸してもいいが、住みつかれるのは不安である
11. 売ったり貸したりすることで知らない住民が入居し近所に迷惑をかける
12. 解体したいが解体費用の捻出が困難で解体できない

⇒捻出が困難な理由を下記にご記入ください。

()

13. 解体して更地になることで固定資産税等の特例が外れる
14. リフォームをしないと使用できる状態でない
15. 接道の問題があり、再建築できない
16. 相談先が分からない
17. 困っていない
18. その他 ()

解答欄

問5 建物の活用に対する支援制度について

空き家の売却・賃貸を促進するため、空き所有者からの申込みを受け付けし、一定の希望する方に情報提供いたします。
なお、賃貸及び売買等に関する交渉・契約談窓口となります。

問5 削除

代わりに無居住家屋等に関する情報提供同意書を同封予定

の利用を
いての相

(1) この「佐久市空き家バンク」サービスをご存知ですか。

(当てはまる番号を解答欄に記入してください。)

- 1. 内容を知っている
- 2. 名前を聞いたことがある程度
- 3. 知らない

解答欄

(2) 今後、これらの情報提供サービスの活用についてどのようにお考えですか。(複数選択可)

- 1. 登録したい(必要に応じ、外観の観察をしても構わない)
- 2. 条件によっては登録を検討してみたい
- 3. 登録するつもりはない

解答欄

(3) 問(2)で「1.登録したい」「2.条件によっては登録を検討してみたい」と回答した方で、市からご連絡を差し上げてよいという方は、ご連絡先をご回答ください。

- 1. このアンケート票が届いた住所と同じ
- 2. 問1(1)の「住所」と同じ
- 3. 上記以外のご連絡先

解答欄

○ ご連絡先

住所	〒
電話番号	
氏名	

【空き家バンク詳細】

ホームページアドレス <http://www.city.saku.nagano.jp/kanko/oidenanshi/>

・検索方法 検索ワード

佐久市空き家バンク

検索



クリック!

・QRコード



(4) 今後の管理や活用にあたり、市に対してご要望があれば教えてください。(複数選択可)
(なお、必ずしも実現できるわけではありませんのでご了承ください)

1. 建物を売る・貸す場合の仲介業者の情報がほしい(不動産業者等の紹介)
2. 建物を管理してくれる業者の情報がほしい(住宅管理会社等の紹介)
3. 庭の樹木を剪定・伐採してくれる業者の情報がほしい(シルバー人材センター等の紹介)
4. 不要な家具等を処分してくれる業者の情報がほしい
5. 空き家の活用事例などの情報がほしい
6. 解体しても固定資産税を上げないでほしい
7. 建物の解体に対する補助金がほしい
→補助金がいくら出れば解体を前向きに検討するきっかけになりますか?
-(—————円)-
8. 建物を売る・貸すための修繕や改修(リフォーム)に対する補助金がほしい
9. その他 ()

解答欄

--

【自由意見】

建物の利用や維持管理についての疑問、要望、その他自由なご意見をご記入ください。

--

以上で調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

※お手数をおかけしますが、同封の返信用封筒(切手不要)により返信願います。

各 位

佐久市 建築住宅課

無居住家屋等情報の外部提供による流通促進について

日頃より佐久市政にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このお知らせは、本市が調査を行っている空き家の関係先と思われる方に対してお送りしております。

さて、佐久市では空き家等の流通促進のため、国土交通省策定「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」（平成30年6月）に基づき、空き家所有者情報の活用を図っております。

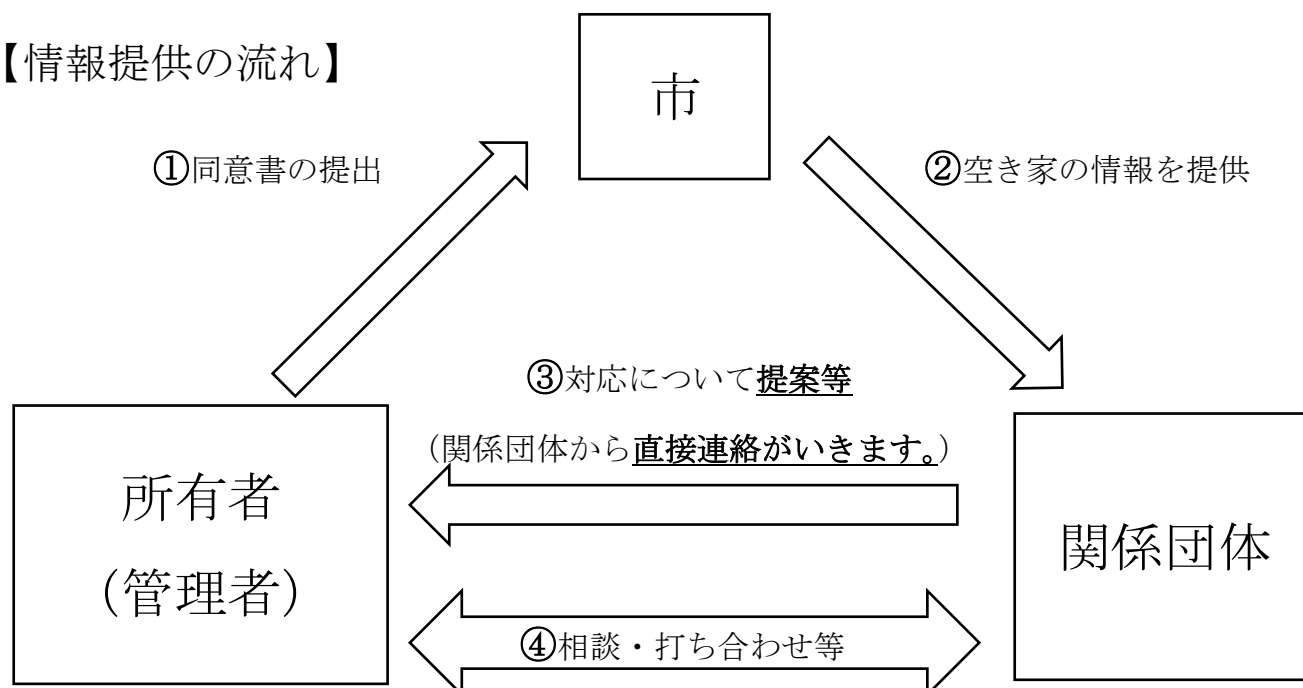
別紙の「無居住家屋等に関する情報提供同意書」を市あてご提出いただくと、下記【情報提供の流れ】に沿って、空き家に関する専門知識を有する各団体へ、ご記入いただいた情報を、市から提供いたします。

その情報を基に、各団体から空き家の活用方法や売買、解体などの提案等が行われますので、相談・打ち合わせください。

情報提供にご同意いただける方は、別紙をご記入いただき、同封の返信用封筒にてご返送いただけますようお願いいたします。

※空き家の所有者等に該当されない場合や、既に空き家の管理状態を改善されておられる場合、このお知らせを行き違いでお送りしたことにつきましてお詫び申し上げます。

【情報提供の流れ】



【お問合せ先】〒385-8501 長野県佐久市中込 3056
佐久市役所 建設部 建築住宅課 住宅係
TEL : 0267-62-3430 (直通) FAX : 0267-63-7750

無居住家屋等に関する情報提供同意書

令和 年 月 日

佐久市長 様

1 情報提供先

※下記ア～ウのうち、相談したい内容を選択し、順位記入欄に記入してください。
※提供順位の高い団体から提供いたします。記入のない団体には提供いたしません。
なお、すでに特定の業者と相談していたり、契約している場合は対象となりませんので、本同意書は提出しないでください。

相談内容

- ア 建物の売買や賃貸に関すること
((公社)長野県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会)
- イ 建物の解体に関すること
(長野県解体工事業協会)
- ウ 空き家バンクに関すること
(佐久市空き家バンク)

順位記入欄

第一順位 _____

第二順位 _____

第三順位 _____

2 物件の情報

物件の所在地	佐久市	
物件の状況	用途	住宅・その他 ()
	構造	木造・その他 ()
		瓦・スレート・鉄板・その他 (葺き)
	土地面積	m ² (地目: 宅地・雑種地・)
	建物面積	1階 m ² 2階 m ² 計 m ²
	間取り	(例 3LDK)
	建築時期	(大正・昭和・平成) 年 月頃
空き家等となった時期	(昭和・平成・令和) 年 月頃	
その他	(現状の問題点や相談したいことなどをご記入ください。)	

空き家等の所有者（管理者）様へ （必ずお読みください）

- ・ 申し込みをされた個人情報には本業務の目的以外には利用いたしません。
- ・ 希望された先への情報提供は市が行います。提供内容は、所有者(管理者等を含む)の氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び前頁の2に記入された情報です。
- ・ 原則として、佐久市内に空き家等を所有している人が対象となります。
- ・ 空き家等の売買や解体等の交渉・契約については、所有者(管理者等を含む)と情報提供先との話し合いのもとに行っていただきます。市は直接これに関与しません。
- ・ 契約に関するトラブル等については、当事者間で責任をもって解決してください。
- ・ 空き家等の情報提供を行っていただいても、情報提供先が必ず取り扱ってくれるとは限りません。同意書を提出してから1ヶ月を経過しても、どこからも連絡がなかった場合は、市へご連絡ください。
- ・ 情報提供先から連絡があった場合は、協議の結果を市へご連絡ください。

上記の内容を確認し、空き家等の情報提供に同意します。

〒

住所

.....(フリガナ).....

氏 名

⑩

当該空き家等との関係 土地所有者 建物所有者 相続人

その他（ ）

電話

F A X

メールアドレス

空き家と推定される建物の増減数

令和4年3月末現在

	H29.3調査時	増加 (新規空き家)	減少 (除却・使用等)	差引	合計
市内全域	3,129軒	144軒	768軒	-624軒	2,505軒

市内地域別内訳

地区	H29.3調査時	増加 (新規空き家)	減少 (除却・使用等)	差引	合計
浅間	644軒	23軒	214軒	-191軒	453軒
野沢	448軒	27軒	136軒	-109軒	339軒
中込	513軒	30軒	142軒	-112軒	401軒
東	242軒	11軒	41軒	-30軒	212軒
臼田	586軒	19軒	130軒	-111軒	475軒
浅科	168軒	13軒	49軒	-36軒	132軒
望月	528軒	21軒	56軒	-35軒	493軒